

中学校

新学習指導要領

新旧対照表【道徳】

新旧対照表について

- この資料は、平成 29 年 3 月 31 日に告示された、学習指導要領に基づいて作成しております。
- 現行（平成 20 年告示）と平成 27 年一部改正学習指導要領との相違点に下線を、平成 27 年一部改正学習指導要領と新学習指導要領との相違点に網掛けを付けて示しております。詳細は P.1 をご参照ください。
- 備考欄には、主な改訂箇所について掲載しております。
- 弊社発行の他教科についても、弊社 HP (http://www.gakuto.co.jp/sidouyouryou_hikaku/) に掲載しております（右記 QR コードでも読み取りすることができます）。



凡例

現行学習指導要領（平成 20 年告示）と平成 27 年一部改正学習指導要領との相違点を下線で示しました。

平成 27 年一部改正学習指導要領と平成 29 年告示新学習指導要領の相違点を網掛けで示しました。

現行（平成 20 年告示）	→	平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
第 1 目標 道徳教育の目標は、第 1 章総則の第 1 の 2 に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。 道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的实践力を育成するものとする。		第 1 目標 第 1 章総則の第 1 の 2 の (2) に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。	目標 道徳科としての目標を明確に示し、「道徳的な心情」と「道徳的な判断力」の順序を入れ替え。 「補充、深化、統合」を第 3 の 2 (2) に移動。 「道徳的实践力」を削除。 網掛けで示した部分は、平成 27 年度一部改正から今回の告示での変更部分。
第 2 内容 道徳の時間を要 ^{かなめ} として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。		第 2 内容 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。	道徳科を「道徳教育の要 ^{かなめ} 」と位置づけ、道徳教育と道徳科の関係性を明示。

「備考」欄には、両方の相違点について解説を示しました。

四つの視点・内容項目の示し方

平成 27 年の一部改正により、内容項目のまとまりを示していた四つの視点「1 主として自分自身に関すること。」「2 主として他の人とのかかわりに関すること。」「3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。」「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。」を、生徒にとっての対象の広がり即して整理し、「A 主として自分自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」として順序を改めています。

また、内容項目についても整理して、項目の新設・統合を行い、順序を改めています。

本資料では、新しく示された四つの視点と内容項目に合わせて、現行学習指導要領の順序を入れ替えて示しています。

現行（平成 20 年告示）	→ 平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
<p>第 1 目標</p> <p>道徳教育の目標は、第 1 章総則の第 1 の 2 に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。</p> <p>道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的实践力を育成するものとする。</p>	<p>第 1 目標</p> <p>第 1 章総則の第 1 の 2 の (2) に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。</p>	<p>目標</p> <p>道徳科としての目標を明確に示し、内容を整理。「道徳的な心情」と「道徳的な判断力」の順序を入れ替え。「補充、深化、統合」を第 3 の 2 (2) に移動。「道徳的实践力」を削除。</p> <p>網掛けで示した部分は、平成 27 年度一部改正から今回の告示での変更部分。</p>
<p>第 2 内容</p> <p>道徳の時間を要^{かなめ}として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 主として自分自身に関すること。</p> <p>(3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。</p>	<p>第 2 内容</p> <p>学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。</p> <p>A_主として自分自身に関すること</p> <p>[<u>自主、自律、自由と責任</u>]</p> <p>自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。</p>	<p>道徳科を「道徳教育の要^{かなめ}」と位置づけ、道徳教育と道徳科の関係性を明示。</p> <p>→ 1 → A に変更</p> <p>内容項目を端的に表す[キーワード]を明示し、項目番号を削除。文末を「～こと」で統一。</p> <p>→ 「判断し」を追加</p>

現行（平成 20 年告示）	→ 平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
<p>(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。</p> <p>(5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。</p> <p>(2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。</p> <p>(4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。</p>	<p><u>〔節度、節制〕</u> 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、<u>安全で調和のある生活をする</u>こと。</p> <p><u>〔向上心、個性の伸長〕</u> 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する<u>こと</u>。</p> <p><u>〔希望と勇気、克己と強い意志〕</u> より高い目標を設定し、<u>その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる</u>こと。</p> <p><u>〔真理の探究、創造〕</u> 真実を大切にし、<u>真理を探究して新しいものを生み出そうと努める</u>こと。</p>	<p>→「安全で」を追加</p> <p>→「目標を設定し、その達成を目指し」「困難や失敗を乗り越えて」を追加、「やり抜く強い意思をもつ」を「やり遂げる」に変更</p> <p>「理想の実現を目指して自己の人生を切り拓く」を、「真理を探究して新しいものを生み出そうと努める」に変更し、〔創造〕について示す。</p>

現行（平成 20 年告示）	→ 平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
<p>2 主として他の人とのかかわりに関すること。</p> <p>(2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。</p> <p>(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。</p> <p>(1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。</p> <p>(3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。</p> <p>(4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。</p> <p>(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。</p>	<p><u>B. 主として人との関わりに関すること</u></p> <p><u>【思いやり、感謝】</u> 思いやりの心をもって人と接するとともに、<u>家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。</u></p> <p><u>【礼儀】</u> 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。</p> <p><u>【友情、信頼】</u> 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、<u>異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。</u></p> <p><u>【相互理解、寛容】</u> <u>自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなもの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。</u></p>	<p>→ 2→Bに変更 「他の人」を「人」に変更 内容項目を端的に表す[キーワード]を明示し、項目番号を削除。 文末を「～こと」で統一。</p> <p>現行2(2)(6)を【思いやり、感謝】に統合。</p> <p>→「家族などの支え」「進んでそれに応え」を追加</p> <p>現行2(3)(4)を【友情、信頼】に統合。</p> <p>→「相手の人格を尊重する」を、「悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと」に変更</p> <p>→「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに」を追加、「自らを高めていくこと」を追加</p>

現行（平成 20 年告示）	→ 平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
<p>4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。</p> <p>(1) 法やきまりの意義を理解し、^{じゅん}遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。</p> <p>(2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。</p> <p>(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。</p> <p>(2) 公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。</p> <p>(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。</p> <p>(6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。</p>	<p>C. 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p><u>〔守法精神、公德心〕</u> 法やきまりの意義を理解し、<u>それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、</u>自他の権利を大切にし、義務を果たして、<u>規律ある安定した社会の実現に努めること。</u></p> <p><u>〔公正、公平、社会正義〕</u> 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。</p> <p><u>〔社会参画、公共の精神〕</u> 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、<u>公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。</u></p> <p><u>〔勤労〕</u> 勤労の尊さや意義を理解し、<u>将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。</u></p> <p><u>〔家族愛、家庭生活の充実〕</u> 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。</p>	<p>→ 4→Cに変更</p> <p>内容項目を端的に表す[キーワード]を明示し、項目番号を削除。 文末を「～こと」で統一。</p> <p>現行4(1)と、(2)の一部を〔守法精神、公德心〕に統合。</p> <p>→〔遵守〕を〔進んで守る〕に変更、「そのよりよい在り方について考え」を追加、「社会の秩序と規律を高める」を〔規律ある安定した社会の実現〕に変更</p> <p>→ 文言を整理</p> <p>現行4(2)の一部を〔社会参画、公共の精神〕に整理。</p> <p>→〔社会参画の意識〕〔公共の精神をもって〕を追加</p> <p>→〔奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める〕を〔将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献する〕に変更</p>

現行（平成 20 年告示）	→ 平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
<p>(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。</p> <p>(4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。</p>	<p><u>「よりよい学校生活、集団生活の充実」</u> 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、<u>協力し合ってよりよい校風をつくる</u>とともに、<u>様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。</u></p>	<p>→ 現行 4(4)(7) を「よりよい学校生活、集団生活の充実」に統合。</p> <p>→ 「集団の中での自分の役割と責任」を追加、「集団生活の向上」を「集団生活の充実」に変更</p>
<p>(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。</p>	<p><u>「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」</u> 郷土の<u>伝統と文化を大切に</u>し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、<u>進んで郷土の発展に努めること。</u></p>	<p>→ 「郷土の伝統と文化を大切に」「進んで」を追加</p>
<p>(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。</p>	<p><u>「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」</u> 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、<u>国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。</u></p>	<p>→ 「国家及び社会の形成者として」を追加</p>
<p>(10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。</p>	<p><u>「国際理解、国際貢献」</u> 世界の中の日本人としての自覚をもち、<u>他国を尊重し</u>、国際的視野に立って、世界の平和と人類の<u>発展に寄与すること。</u></p>	<p>→ 「他国を尊重し」を追加、「人類の幸福に貢献」を「人類の発展に寄与」に変更</p>

現行（平成 20 年告示）	→ 平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
<p>3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。</p> <p>(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。</p> <p>(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。</p> <p>(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きること喜びを見いだすように努める。</p>	<p>D. 主として<u>生命や自然</u>、崇高なもののかかわりに関すること</p> <p>[生命の尊さ] 生命の尊さについて、<u>その連続性や有限性なども含めて理解し</u>、かけがえのない生命を尊重すること。</p> <p>[自然愛護] 自然の崇高さを知り、<u>自然環境を大切にすることの意義を理解し</u>、<u>進んで自然の愛護に努めること</u>。</p> <p>[感動、畏敬の念] 美しいものや<u>気高いもの</u>に感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める<u>こと</u>。</p> <p>[よりよく生きる喜び] 人間には<u>自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し</u>、人間として生きること喜びを見いだす<u>こと</u>。</p>	<p>→ 3 → D に変更 「生命や」を追加</p> <p>内容項目を端的に表す[キーワード]を明示し、項目番号を削除。 文末を「～こと」で統一。</p> <p>→ 「生命の尊さを理解し」を 「生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し」に変更</p> <p>→ 「自他の」を削除</p> <p>現行 3(2) を [自然愛護] [感動、畏敬の念] に分割。</p> <p>「自然を愛護し」を、具体的な文言で示す。</p> <p>→ 「気高いもの」を追加。 → 「豊かな」を削除。</p> <p>→ 「自らの」を追加、 「気高さがあることを信じて」を「気高く生きようとする心があることを理解し」に変更</p>

現行（平成 20 年告示）	→ 平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。</p> <p>(1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。</p> <p>(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げること。</p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 各学校においては、<u>道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。</u>なお、作成に当たっては、第2に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、<u>一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。</u></p>	<p>現行1および1(2)の内容を再構成し、道徳科の年間指導計画作成について明示。内容項目の取り扱いについて、「一つの内容項目を複数の時間で扱う」など、指導の工夫について示す。</p> <p>→ 現行1の「道徳教育の推進」については、2(1)へ移動</p> <p>現行1、および現行1(1)の学校教育を通じた道徳教育の全体計画作成に関わる部分は、第1章総則第6の1(平成27年一部改正版では第4の3(1))に移動。</p> <p>→ 現行1(2)は1へ移動</p>

現行（平成 20 年告示）	→ 平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
<p>(3) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや葛藤^{かつどう}等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。</p> <p>2 第 2 に示す道徳の内容は、生徒が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自らが成長を実感でき、これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。</p> <p>3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</p>	<p>2 第 2 の内容の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。</p> <p>(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。</p>	<p>現行 1 (3) の発達段階に応じた学年ごとの重点項目に関わる部分は、第 1 章総則第 6 の 2 (平成 27 年一部改正版では第 4 の 3 (2)) に移動。</p> <p>教材における配慮については 3 (1) へ移動。</p> <p>→ 現行 2 は削除</p> <p>→ 3 → 2 に変更</p> <p>現行 3 と 4 の「道徳の指導体制」および現行第 1 の「補充・深化・統合」を整理し、具体的に示す。</p> <p>→ (2) は新設</p>

現行（平成 20 年告示）	→ 平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
<p>(2) 職場体験活動やボランティア活動，自然体験活動などの体験活動を生かすなど，生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p> <p>(3) 先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材とし，生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して，生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p> <p>(4) 自分の考えを基に，書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し，自分とは異なる考えに接する中で，自分の考えを深め，自らの成長を実感できるよう工夫すること。</p>	<p>(3) <u>生徒が自ら道徳性を養う中で，自らを振り返って成長を実感したり，これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際，道徳性を養うことの意義について，生徒自らが考え，理解し，主体的に学習に取り組むことができるようにすること。また，発達の段階を考慮し，人間としての弱さを認めながら，それを乗り越えてよりよく生きようとすることのよさについて，教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。</u></p> <p>(4) <u>生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で，考えを深め，判断し，表現する力などを育むことができるよう，自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際，様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに，生徒が多様な見方や考え方に接しながら，更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。</u></p>	<p>現行 3(2) は，第 1 章総則第 6 の 3（平成 27 年一部改正版では第 4 の 3 (3)）に移動。</p> <p>→ 現行 3(3) は 3(1) へ移動</p> <p>現行 (4) を，(3) と (4) に分割し，整理。 「自ら道徳性を養う中で」を追加，また「成長を実感する」という文言に「自らを振り返って」という言葉を追加。 「道徳性を養うことの意義について，生徒自らが考え，理解し，主体的に学習に取り組むことができるようにすること」を追加。 教師が生徒と共に考える姿勢についての一文を追加。 言語活動の充実，多面的・多角的な視点等について具体的に示す。</p>

現行（平成 20 年告示）	→ 平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
<p>(5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第 2 に示す道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること。</p> <p>4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えたとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。</p>	<p>(5) <u>生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。</u></p> <p>(6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第 2 に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、<u>科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。</u></p> <p>(7) 道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、<u>各分野の専門家等</u>の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。</p>	<p>→ (5) を新設</p> <p>「問題解決的な学習」「体験的な学習」や、特活等との関連など、指導方法についての工夫等について示す。</p> <p>「情報モラルに関する指導に留意」を「充実」に変更。現代的な課題について追加。「特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること」を追加。</p> <p>現行 4 の、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育に関する部分は、第 1 章総則 第 6 の 3（平成 27 年一部改正版では第 4 の 3 (3)）に移動。</p> <p>→ 「各分野の専門家等」を追加</p>

現行（平成 20 年告示）	→ 平成 27 年一部改正および平成 29 年告示新学習指導要領	備考
<p>3 (3) 先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材とし，生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して，生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。</p> <p>5 生徒の道徳性については，常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし，道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。</p>	<p>3 教材については，次の事項に留意するものとする。</p> <p>(1) 生徒の発達の段階や特性，地域の実情等を考慮し，多様な教材の活用に努めること。特に，生命の尊厳，社会参画，自然，伝統と文化，先人の伝記，スポーツ，<u>情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし，生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり，感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>教材については，教育基本法や学校教育法その他の法令に従い，次の観点に照らし適切と判断されるものであること。</u></p> <p>ア <u>生徒の発達の段階に即し，ねらいを達成するのにふさわしいものであること。</u></p> <p>イ <u>人間尊重の精神にかなうものであって，悩みや葛藤等の心の揺れ，人間関係の理解等の課題も含め，生徒が深く考えることができ，人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。</u></p> <p>ウ <u>多様な見方や考え方ができる事柄を取り扱う場合には，特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。</u></p> <p>4 生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し，指導に生かすよう努める必要がある。ただし，数値などによる評価は行わないものとする。</p>	<p>→ 3(1)(2)を新設</p> <p>現行3(3)を移動。 「地域の実情」「多様な教材」「生命への尊厳」「社会参画」「情報化への対応等現代的な課題」「生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり」を追加し，教材の具備すべき要件を示す。</p> <p>現行1(3)の内容を加え，教材に関する配慮事項をまとめた。 「発達段階への配慮」「深く考えることができる」「多様な見方・考え方ができる」等の観点を明示。</p> <p>→ 5→4に変更</p> <p>「常にその実態を把握し」をより具体的な「学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し」に変更</p>

〔お問い合わせ先〕

学校図書株式会社

〒114-0001 東京都北区東十条 3-10-36

営業推進部 TEL：03-5843-9433

e-mail：suishin@gakuto.co.jp